

# 東京大学物性研究所放射線障害予防規程

令和元年 8 月 1 日 制定  
令和 5 年 10 月 1 日 改正

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）（以下「R1 規制法」という。）及び関連法令に基づき、東京大学物性研究所（以下「本所」という。）における放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本所の放射線管理区域（以下「管理区域」という。）に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 物性研究所長（以下「所長」という。）は、放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。
- (2) 放射線施設とは、放射性同位元素を使用する施設をいう。
- (3) 放射線取扱等業務とは、放射性同位元素等の取扱い及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (4) 放射線業務従事者とは放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、所長が許可して登録された者をいう。
- (5) 一時立入者とは、放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(遵守等の義務)

第 4 条 放射線業務従事者及び一時立入者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守しなければならない。

## 第 2 章 組織及び職務

(安全管理組織)

第 5 条 本所における放射性同位元素等の取扱いに従事する者に関する組織は附図のとおりとする。

2 本所の各部署の役割は、別表 1 のとおりとする。

(放射線管理委員会)

第 6 条 本所に、放射線の管理、障害の防止等の基本方針を審議し、適正な運営を行うため、放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 放射線管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、本所所員のうちから、所長が任命する。

3 委員会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線管理総括責任者)

第 7 条 所長は、放射線管理総括責任者として、本所における放射線障害の防止に関して総括する。

2 所長は、放射線障害の防止に関し、次条に定める放射線取扱主任者の意見具申を尊重しなければならない。

3 所長は、本所の放射線施設の安全管理上必要な予算措置を含めた措置を講じなければならない。

4 所長は、第 6 条に定める委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

(放射線取扱主任者等)

第 8 条 所長は、本所における放射線管理及び放射線障害の防止に関して、総括的な監督を行わせるため、第 1 種又は第 2 種放射線取扱主任者免状を有する教職員（以下「有資格者」という。）のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、有資格者から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任するものとする。

3 代理者の業務は、主任者の業務と同等とする。

- 4 主任者及び代理者を解任する場合は、解任理由に基づき、所長が解任する。
- 5 主任者が30日以上職務を行えない場合は、R1規制法の規定に基づき、所長は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出を行う。また、代理者を解任した場合は、解任の届出を行う。
- 6 主任者は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の放射線取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことを所長に勧告することができる。
- 7 所長は、主任者にR1規制法で定められた期間毎に定期講習を受けさせなければならない。  
(主任者の職務)

第9条 主任者は放射線障害の防止に関わる総括的な監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 教育訓練等の放射線障害防止施策の企画及び調査
- (3) R1規制法上重要な計画作成への参画
- (4) 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
- (5) 各種検査等の立会い
- (6) 異常及び事故の原因調査への参画
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 放射線業務従事者への監督・指導
- (9) 所長に対する意見の具申
- (10) 関係者への助言、勧告及び指示
- (11) 委員会の開催の要求
- (12) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (13) 前各号に掲げるものの他放射線障害防止に関する必要事項  
(放射線管理室)

第10条 本所に放射線管理室（以下、「管理室」という。）を置く。

- 2 管理室は、委員会の議に基づく放射線管理業務を行う。
- 3 管理室に放射線管理室長（以下、「室長」という。）を置き、委員長を持って充てる。
- 4 室長は、第2項に定める放射線管理業務を統括する。  
(放射線管理業務等)

第11条 管理室は、主任者及び室長との連携を密にし、室長の指示により次の放射線管理業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばくの管理
  - (2) 管理区域内外に係る放射線の量の測定
  - (3) 放射線測定機器の保守管理、点検、校正
  - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬に関する管理
  - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 放射線業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
  - (7) 放射線業務従事者に対する健康診断の実施
  - (8) 上記(1)～(7)に関する記帳・記録の管理
  - (9) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務
  - (10) その他放射線障害防止に必要な業務
- 2 管理室は、前項の業務のほか、主任者及び室長との連携を密にし、室長の指示により次の施設管理業務を行う。
- (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理
  - (2) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務
- 3 前項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。  
(測定の信頼性確保に関する維持管理)

第11条の2 室長は、別途定める放射線測定に関する維持管理要項に従い、第25条から第28条及び第36条で使用する放射線測定器の信頼性の確保と、常に正常な機能を維持するよう保守しなければならない。

(放射線業務従事者)

第12条 本所において放射性同位元素の取扱等の業務に従事する者は、所定の申請書を提出し、放射線業務従事者として登録されなければならない。

2 所長は、主任者と協議の上、第29条に定める教育及び訓練並びに第30条に定める健康診断の結果を照査し、前項の登録を行わなければならない。

3 所長は、放射線業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことができる。

### 第3章 放射線施設の維持及び管理

(管理区域)

第13条 管理区域は、委員会の議を経て、所長が定める。

2 室長は、管理区域に標識を掲示しなければならない。

3 室長は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

4 室長は、次に定める者以外を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 放射線業務従事者として登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として主任者又は室長が認めた者

(管理区域における遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 管理区域に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。

(3) 管理区域内において、飲食、喫煙等を行わないこと。

(4) 第28条に定めるところにより、ガラス線量計等の個人線量計を着用すること。

(5) 放射線業務従事者は、主任者、室長等が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の安全を確保するための指示に従うこと。

(6) 一時立入者は、主任者、室長及び放射線業務従事者等が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の安全を確保するための指示に従うこと。

2 室長は、管理区域等に定められた標識等を掲示しなければならない。

(放射線施設、設備等の維持管理及び点検)

第15条 室長は、放射線障害防止のため、各放射線施設の安全設備等が常に正常に動作するよう維持管理しなければならない。

2 室長は、相当する管理区域について別表2に定める項目を定期的に点検しなければならない。

3 前項の点検においては、次の項目を記録するとともに、その内容を主任者及び室長を通じて所長に報告しなければならない。

(1) 点検の実施年月日

(2) 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

(3) 点検を行った者の氏名

4 点検の結果、異常が認められたときは、室長は、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

(放射線施設、設備等の修理、改造、除染等)

第16条 室長は、所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者並びに所長の承認を受けなければならない。ただし、安全上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 室長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき委員会に諮問する。
- 3 室長は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者並びに所長に報告しなければならない。

#### 第4章 放射性同位元素の受入れ及び払出し、使用

(放射性同位元素の購入、搬出)

第17条 放射性同位元素を受入れ又は払出ししようとする場合は、あらかじめその旨を委員会及び主任者に届け出て、承認を得なければならない。

(放射性同位元素の使用)

第18条 放射線業務従事者が放射性同位元素等を取扱う際には、主任者の承認を得なければならない。

(密封された放射性同位元素の取扱い)

第19条 密封された放射性同位元素（以下、「密封放射性同位元素」という。）を使用する場合は、室長の管理の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、放射線測定器を用いて密封状態が正常であることを確認すること。密封放射性同位元素を移動したときも、同様とすること。
- (2) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (4) 密封放射性同位元素の使用中は、その旨を明示すること。
- (5) 使用しない密封放射性同位元素は、速やかに貯蔵施設に戻すこと。

#### 第5章 放射性同位元素の保管、運搬及び廃棄

(保管)

第20条 放射性同位元素の保管は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵箱に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- (3) 貯蔵箱は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするため施錠等の措置を講ずること。
- (4) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、シャッターを閉止すること。
- (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を明示すること。

(管理区域における運搬)

第21条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第22条 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加え、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ委員長又は主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生ずるおそれのないように措置すること。
- (2) 1センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置に置いて100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (3) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近等を制限すること。
- (4) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

- (5) 輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (6) その他関係法令に基づき実施すること。

(事業所外における運搬)

第23条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、あらかじめ委員長に届け出るとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第24条 密封放射性同位元素の廃棄は、行わない。不用になったものは販売業者等に引き渡すこと。

## 第6章 放射線の量の測定

(場所の測定)

第25条 室長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 室長は、本所の管理区域境界及び事業所境界の放射線の量を測定評価し、記録しなければならない。

3 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量又は線量等量率について放射線測定器を使用して行わなければならない。

4 測定器を用いて測定することが困難な場合は、計算によって算出評価して行わなければならない。

5 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(密封放射性同位元素取扱施設)

第26条 密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、本所の使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について行うこと。

(2) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回並びに線源を交換した場合にあつてはその都度行うこと。

(随時測定)

第27条 放射線管理室長は、第25条から第26条までに定める測定以外に必要と認めた場合には、随時放射線の量等を測定することができる。

2 放射線管理室長は、前項の測定の結果及び第25条から第26条までの測定記録を検討し、必要があれば委員会に報告しなければならない。

(個人被ばく線量の測定および算定)

第28条 室長は、管理区域に立ち入るものに対してガラス線量計等の個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、一時的立入者で室長が認めたものは、外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない場合は、この限りでない。

(1) 放射線業務従事者及び一時立入者が管理区域に立ち入る場合は、ガラス線量計等の個人線量計を着用しなければならない。

(2) ガラス線量計等の個人線量計は、胸部(女子にあつては、腹部)に着用し、線量を測定すること。

(3) 体幹部の被ばくについて不均等被ばくがある場合及び外部被ばく線量が最大となる人体部位が体幹部以外にある場合は、当該部位についてもそれぞれ測定すること。

(4) 次の項目について測定の結果を記録すること。

- ア 測定対象者の氏名
- イ 測定をした者の氏名

- ウ 個人線量計の種類及び型式
  - エ 測定方法
  - オ 測定部位及び測定結果
- (5) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (6) 第4号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- ア 算定年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 算定した者の氏名
  - エ 算定対象期間
  - オ 実効線量
  - カ 等価線量及び組織名
- (7) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。
- ア 集計年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 集計した者の氏名
  - エ 集計対象期間
  - オ 累積実効線量
- (8) 第4号から前号までの記録は、室長が永久に保管するとともに、記録の都度対象者に対し、その写しを交付すること。
- (9) 室長は、被ばく記録報告書を受け、1ミリシーベルト／月を超える被ばくがあった場合は、当該放射線業務従事者の管理責任者に通知し、必要と認めた場合は、委員会に報告しなければならない。

## 第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第29条 所長は、放射線業務従事者及び一時立入者に対して、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規程による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 放射線業務従事者として登録する前

イ 放射線業務従事者として登録した後には登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 所長は、前号ア並びにイについて、環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線教育に関する方針に従い、次に掲げる項目及び時間数を定め、実施すること。

ア 放射線の人体に与える影響

イ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、所長は、環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線教育に関する方針に

に基づき、主任者と協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。その場合は、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。

- 4 一時立入者に対する教育訓練は、主任者、室長又は管理室員が、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な事項について、管理区域に立ち入る前に行う。

## 第8章 健康診断

(健康診断)

第30条 所長は、放射線業務従事者に対して環境安全本部放射線管理部において定められた全学の放射線健康診断に関する方針に従い、所定の時期に所定の項目について健康診断を実施しなければならない。

- 2 所長は、放射線業務従事者として登録申請した者及び放射線業務従事者に対し、健康診断の受診を指示するものとする。
- 3 所長は、放射線業務従事者が次の各号に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を受診させなければならない。

(1) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合

- 4 室長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

- 5 健康診断の結果は、全学の放射線健康診断に関する方針にしたがって保存するとともに、実施のつど記録の写しを本人に交付しなければならない。尚、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第31条 室長は、医師及び主任者の意見に基づき、放射線業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要措置を講ずるとともに、その結果を所長に報告しなければならない。

- 2 室長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳)

第32条 室長は、第2項各号に係る記録を行う帳簿又は記録を作成する。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

- (1) 受入れ・払出し
  - ア 放射性同位元素の種類及び数量
  - イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日およびその相手方の氏名又は名称
- (2) 使用
  - ア 放射性同位元素の種類及び数量
  - イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
  - ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
  - ア 放射性同位元素の種類及び数量
  - イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
  - ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

- (4) 運搬
  - ア 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
  - イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- (5) 放射線施設の点検
  - ア 点検の実施年月日
  - イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
  - ウ 点検を行った者の氏名
- (6) 教育及び訓練
  - ア 教育及び訓練の実施年月日、項目および各項目の時間数
  - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (7) 放射線測定器の点検又は校正
  - ア 点検又は校正の年月日
  - イ 放射線測定器の種類及び型式
  - ウ 方法、結果及びこれに伴う措置の内容
  - エ 点検又は校正を行った者の氏名若しくは名称

3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、帳簿又は記録を閉じてからそれぞれ5年間放射線管理室に保存する。

## 第10章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第33条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、室長又は主任者を通し所長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生した場合。
- (2) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
  - ア 使用施設若しくは貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - イ 事業所の境界における線量
- (3) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。
  - ア 放射線業務従事者：5mSv
  - イ 放射線業務従事者以外の者：0.5mSv
- (4) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 所長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、環境安全本部長を経由して、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第34条 柏市内で大規模自然災害（震度5以上の地震、風水害による家屋の全壊（住家流出又は一階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋の全壊が発生した場合））、又は放射線施設に火災、地震等の災害が起こった場合には、東京大学物性研究所放射線施設防災協定に従い、室長又は主任者が自主点検項目について点検を行い、その結果を所長に報告しなければならない。

2 所長は、室長及び主任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。

3 管理区域内で火災が発生した場合、又は事業所内の管理区域外で発生した火災が管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくは収納容器に延焼する可能性が生じた場合、所長は速やかに原子力規制庁に通報しなければならない。

4 所長は前項の点検結果及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。



5 所長は、応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講じなければならない。

(危険時の措置)

第35条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある事態その発見者は、別に定める緊急事項対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講ずるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

2 前項の事故等により、通報を受けた主任者は、直ちに所長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 所長は、必要な応急措置を講じなければならない。

4 所長は、点検報告及び講じた応急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

5 応急作業等の緊急作業に従事する者は、別に定める緊急事項対応措置要領に基づき事前に定められた教職員とする。

6 所長は、緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育訓練を受けさせなければならない。

7 所長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第8章に定められた健康診断（放射線障害を受けた者等に対する措置）と同様の措置を受けさせなければならない。

8 主任者及び所長は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により施設及び設備の使用を中止させることができる。

## 第11章 情報提供

(情報提供)

第36条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、所長は環境安全本部長に報告した上で本部広報課と連携してホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、所内に問合せ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染状況等、事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量

(4) 応急措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

3 所長は、情報提供内容について、委員会又は主任者、及び環境安全本部との協議を経て決定する。

## 第12章 報告

(放射線管理状況の報告)

第37条 室長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について法令に定められた放射線管理状況報告書を作成し、主任者および所長を通じ当該期間の経過後三月以内に、環境安全本部を経由して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

## 第13章 その他

(規程の改廃)

第38条 この規程の改廃は、委員会及び所員会の議を経て、所長が行う。

## 附 則

1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

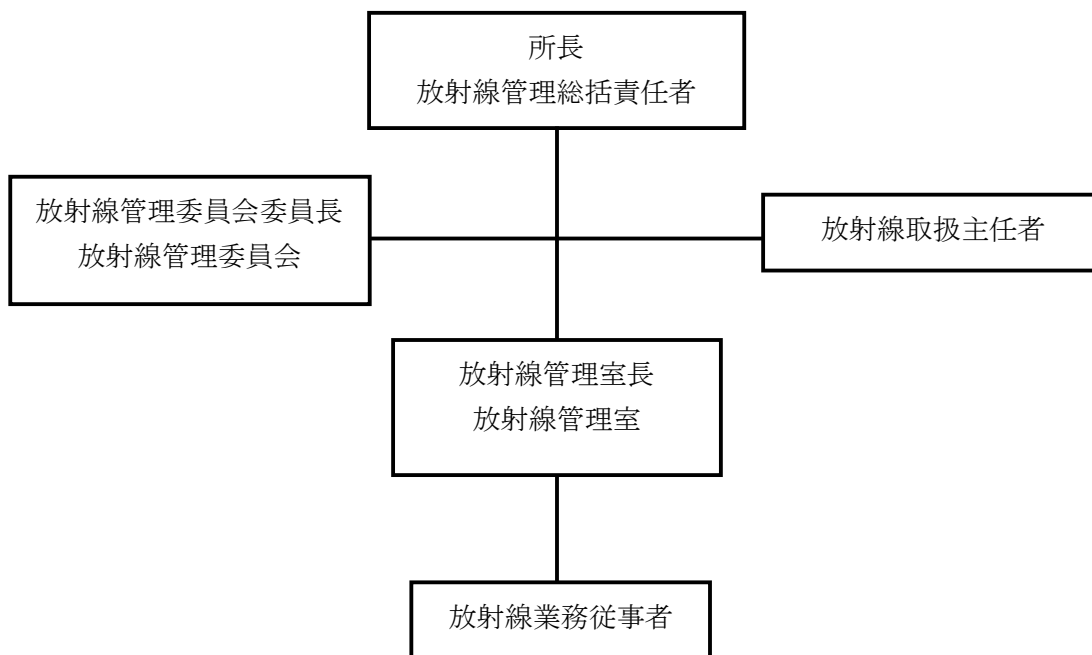
- 2 東京大学物性研究所放射線障害予防規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 法の名称は、令和元年8月31日までは、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附図（第5条関係）

放射線障害の防止に関する安全管理組織図



別表1（第5条関係）

|             | 役 割                          |
|-------------|------------------------------|
| 所長          | 放射線管理総括責任者                   |
| 放射線管理委員会委員長 | 所長から任命され放射線管理業務を運営する統括者      |
| 放射線取扱主任者    | 放射線管理業務の監督者                  |
| 放射線管理室長     | 委員会の議に基づく日常の放射線管理業務の統括責任を負う。 |
| 放射線管理室      | 放射線管理業務の統括                   |

別表2（第15条関係）

| 点 検 項 目                    | 実 施 時 期            |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 建物周辺及び耐火性、不燃性に関する事項    | 年1回以上<br>又は変更の生じた時 |
| (2) 遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項         | 年1回以上<br>又は変更の生じた時 |
| (3) 管理区域境界の隔壁、施錠等の施設の関する事項 | 年2回以上<br>又は変更の生じた時 |
| (4) 標識及び注意事項等に関する事項        | 年2回以上<br>又は変更の生じた時 |
| (5) 貯蔵施設に備える容器に関する事項       | 年2回以上              |